

令和7年度木津川市保育施設利用調整基準点表について（案）

■ 概要

令和7年4月から入所する児童の入所調整を行う際の調整基準点表について、多様化する保育ニーズに対応し、保護者の就労状況や家庭状況などの実態に即した取扱いとすることが望ましいと考えられることから、別紙（案）のとおり見直しを行うものです。

変更・追加内容につきましては以下のとおりです。

■ 変更・追加内容

（基本点数表）

区分	内容
③看護・介護	「同居の上記以外の介護・看護（通院・通所の付き添い含む）」の（通院・通所の付き添い含む）を削除
⑤農業	「月160時間以上12点」「月120時間以上10点」「月80時間以上8点」「月64時間以上6点」を 「月160時間以上22点」「月140時間以上21点」「月120時間以上20点」「月80時間以上18点」「月64時間以上16点」に変更 「中心者（加点）」を削除

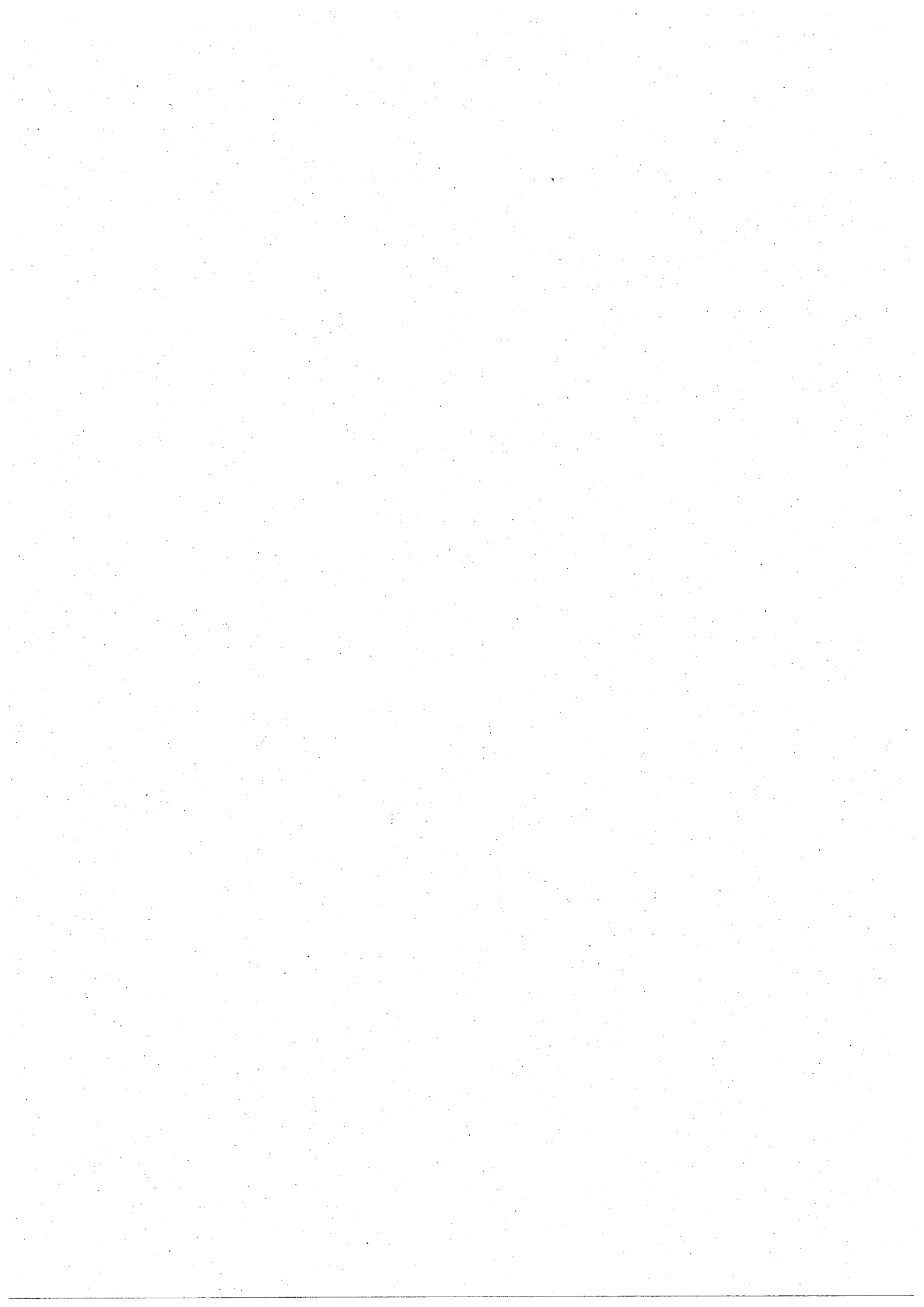
（調整点数表）

No	内容
7	兄弟姉妹が同一事業利用+7を+9へ変更
9-9	「高の原幼稚園を利用しており、保育施設を新規申請」を削除

（同一合計点の場合の優先順位）

No	内容
9	「兄弟姉妹が同じ保育園・認定こども園・地域型保育施設を利用」を優先順位3番目へ移動

■ 施行時期 令和7年4月1日入所調整から適用



令和7年度木津川市保育施設利用調整基準点表(案)

■基本点数表(基本点数は以下①～⑯のいずれかの主たる事由での計算となります。)

区分	状況	父	母	備考
①外勤	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点) 就労実績のないもの(内定)	+2 -2	+2 -2	
②自営業	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点) 就労実績のないもの	+2 -2	+2 -2	
③看護・介護	同居の常時要たさりの介護・看護	22	22	
	同居の上記以外の介護・看護	10	10	
④妊娠・出産	妊娠・出産		20	
	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
⑤療養	入院	24	24	
	通院し、常時病臥している	20	20	
	通院し、長期加療が必要で保育が不可能である	15	15	
⑦障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳1級	24	24	
	その他の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	18	18	
	求職中又は起業準備	2	2	
	災害復旧	24	24	
⑩就学	就学・職業訓練により保育できない	18	18	
	内職	8	8	
⑯その他	死亡・離別・行方不明・拘禁・単身赴任	24	24	
	虐待・DV 別居の家族の介護・看護	24 8	24 8	
基本点数合計				

■調整点数表

調整点数	優先利用	指数	備考
1	ひとり親家庭	18	
2	生活保護受給世帯	6	
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い	6	
4	虐待やDVのおそれがある	20	
5	申請する子どもに障害がある	4	
6	休業前と同一の職場に産後休業・育児休業からの復帰	8	
7	兄弟姉妹が同一事業利用	9	
8	地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業等)の卒園児童で 連携施設を希望している	14	
8	地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業等)の卒園児童で 連携施設以外の施設を希望している	12	
9-1	医療的ケアが必要である	4	
9-2	木津保育園分園・清水保育園の卒園児童	12	
9-3	認定事由が障害以外の保護者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかが交付されている	4	
9-4	求職中でハローワークの登録証が未提出	-4	
9-5	預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等の 過去3か月平均月10日以上の利用実績がある	4	※就労中・療養・障害 で事業を利用している 場合のみ、リフレックス 等での利用は対象と しない。
9-6	未就学児の兄弟姉妹の申請なし (幼稚園、認定こども園等利用の場合をのぞく)	-4	
9-7	正当な理由なく保育施設利用内定を辞退したことがある(利用調整中の 辞退を含む)	-8	
9-8	市内保育園等に保育士として勤務している	5	
9-10	施設利用料、保育料等を滞納している	-15	
9-11	育児休業の延長を希望する	-80	
調整点数合計			

※2と3、6と9-5を重複し加算する運用はしない。

利用調整点数合計

■同一合計点の場合の優先順位

優先利用	
1	虐待・DVのおそれがある世帯
2	ひとり親世帯
3	兄弟姉妹が同じ保育園・認定こども園・地域型保育施設を利用
4	基本点数の高い世帯
5	調整点数の高い世帯
6	災害復旧、疾病、障害、妊娠・出産、外勤、自営業、農業、介護・看護、就学、内職の順
7	保育を必要とする時間が長い
8	同居の親族がいない
9	養育している就学前児童の人数が多い世帯
10	兄弟姉妹が同じ施設の児童クラブを利用
11	市民税所得割額が低い

令和6年度(現行)

生年月日

(

年

月

日

年齢

(歳児)

令和6年度木津川市保育施設利用調整基準点表

子ども・子育て会議

資料2-3

R6.8.7

■基本点数表(基本点数は以下①～⑯のいずれかの主たる事由での計算となります。)

区分	状況	父	母	備考
①外勤	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加算)	+2	+2	
②自営業	就労実績のないもの(内定)	-2	-2	
	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
③看護・介護	通勤時間1時間以上(加算)	+2	+2	
	就労実績のないもの	-2	-2	
	同居の常時または以上の介護・看護	22	22	
	同居の上記以外の介護・看護(通院・通所の付き添い含む)	10	10	
	妊娠・出産		20	
	月160時間以上	12	12	
④妊娠・出産	月120時間以上	10	10	
	月80時間以上	8	8	
	月64時間以上	6	6	
	中心者(加算)	+4	+4	
	入院	24	24	
	通院し、常時病臥している	20	20	
⑤農業	通院し、長期加療が必要で保育が不可能である	15	15	
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳	24	24	
	精神障害者保健福祉手帳1級	18	18	
	その他の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	2	2	
	求職中又は起業準備	24	24	
	災害復旧	18	18	
⑥療養	就学・職業訓練により保育できない	8	8	
	内職	24	24	
	死亡・難別・行方不明・拘禁・単身赴任	24	24	
	虐待・DV	24	24	
	別居の家族の介護・看護	8	8	
	基本点数合計			

■調整点数表

調整番号	優先利用	指数	備考
1	ひとり親家庭	18	
2	生活保護受給世帯	6	
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い	6	
4	虐待やDVのおそれがある	20	
5	申請する子どもに障がいがある	4	
6	休業前と同一の職場に産後休業・育児休業からの復帰	8	
7	兄弟姉妹が同一事業利用	7	
8	地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業等)の卒園児童で連携施設を希望している	14	
8	地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業等)の卒園児童で連携施設以外の施設を希望している	12	
9-1	医療的ケアが必要である	4	
9-2	木津保育園分園・清水保育園の卒園児童	12	
9-3	認定事由が障害以外の保護者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかが交付されている	4	
9-4	求職中でハローワークの登録証が未提出	-4	
9-5	預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等の過去3か月平均10日以上の利用実績がある	4	※就労中・疾病・療育で事業を利用している場合のみ、リフレックジュ等での利用は対象としない。
9-6	未就学児の兄弟姉妹の申請なし(幼稚園、認定こども園等利用の場合をのぞく)	-4	
9-7	正当な理由なく保育施設利用内定を辞退したことがある(利用調整中の辞退を含む)	-8	
9-8	市内保育園等に保育士として勤務している	5	
9-9	高の原幼稚園を利用しており、保育施設を新規申請	5	
9-10	施設利用料、保育料等を滞納している	-15	
9-11	育児休業の延長を希望する	-80	
調整点数合計			
※2と3、6と9-5を重複し加算する運用はしない。			

利用調整点数合計

■同一合計点の場合の優先順位

	優先利用		
1	虐待・DVのおそれがある世帯		
2	ひとり親世帯		
3	基本点数の高い世帯		
4	調整点数の高い世帯		
5	災害復旧、疾病、障害、妊娠・出産、外勤、自営業、農業、介護、看護、就学、内職の順		
6	保育を必要とする時間が長い		
7	同居の親族がない		
8	養育している就学前児童の人数が多い世帯		
9	兄弟姉妹が同じ保育園・認定こども園・地域型保育施設を利用		
10	兄弟姉妹が同じ施設の児童クラブを利用		
11	市民税所得割額が低い		